

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ジーニー			コード	6562
提出日	2026/6/19	異動(予定)日	2026/6/30		
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。独立役員である鳥谷克幸氏及び佐々木義孝氏は、任期満了に伴い社外取締役を退任するため。独立役員である轟幸夫氏が会社法上の社外役員の要件を満たさなくなったため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	越水 遥	社外取締役	○														○		有
2	澤田 貴司	社外取締役	○														○	新任	有
3	稲毛 裕一	社外監査役	○														○	新任	有
4	澤野 正周	社外監査役	○														○	新任	有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	弁護士としての高度な専門性及びリスクマネジメントの経験を活かして、当社のリスクマネジメント強化、多様性の向上、ならびに認知度向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。
2	該当なし	多様な企業経営に従事し、企業再生や事業拡大に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。当社はその豊富な知見を活かし、独立した立場から当社の経営全般に対する監督及び有効な助言をいただくことを期待して、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。
3	該当なし	金融機関及び事業会社における豊富な業務経験を通じて、財務・会計、内部統制及びリスクマネジメントに関する知見を有しております。これらの経験を活かし、独立した立場から当社の監査体制の強化に貢献いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。
4	該当なし	弁護士としての専門知識及び豊富な経験等を有しております。その高度な知見に基づき、経営全般の監視及び有効な助言をいただくことを期待し、社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。